

藤沢都市計画生産緑地地区の変更（藤沢市決定）

議 案 書

藤沢都市計画生産緑地地区の変更（藤沢市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面 積	備 考
約 98.5 h a	長後字天神添地内において、箇所番号 6 の区域を廃止 長後字宿上分地内において、箇所番号 21 の区域を廃止 長後字下分地内において、箇所番号 57 の区域を廃止 亀井野字不動上地内において、箇所番号 200 の区域を廃止 城南一丁目地内において、箇所番号 357 の区域を廃止 西富字西原地内において、箇所番号 399 の区域を拡大 柄沢字稻荷山地内において、箇所番号 417 の区域を廃止 本鵜沼四丁目地内において、箇所番号 450 の区域を縮小 本鵜沼四丁目地内において、箇所番号 451 の区域を縮小 本藤沢五丁目地内において、箇所番号 555 の区域を廃止 鵜沼海岸七丁目地内において、箇所番号 581 の区域を廃止 湘南台一丁目地内において、箇所番号 609 の区域を縮小 亀井野字不動前地内において、箇所番号 634 の区域を縮小

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

新 旧 対 照 表

新旧の別	面 積	箇 所 数
新	約 98.5ha	528
旧	約 100.2ha	536
増減	約 1.7ha	8

理 由 書

1 箇所番号 6

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、土地所有者から買取り申出がなされたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

2 箇所番号 21

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が農業に従事することを不可能にさせる故障を有し、営農が困難となったため、土地所有者から買取り申出がなされたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

3 箇所番号 57

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が農業に従事することを不可能にさせる故障を有し、営農が困難となったため、土地所有者の成年後見人から買取り申出がなされたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

4 箇所番号 200

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、土地所有者から買取り申出がなされたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

5 箇所番号 357

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、土地所有者から地区の一部の買取り申出がなされたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

また、本地区の一部が都市計画公園 2・2・49 折戸公園の事業認可が取得されたことに伴い、残りの生産緑地地区の面積が藤沢市生産緑地地区指定基準に規定する面積を下回ったことから、あわせて「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

6 箇所番号 399

本生産緑地地区は、土地所有者から生産緑地地区の指定申出がなされ、当該農地等が藤沢市生産緑地地区指定基準に適合することにより、良好な都市環境の形成に資することから、「拡大」の都市計画変更を行うものであります。

7 箇所番号 417

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、土地所有者から買取り申出がなされたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

8 箇所番号 450

本生産緑地地区の一部において、藤沢市狭あい道路整備事業による公共施設(道路)整備にともない、生産緑地法第8条第4項の規定に基づく、生産緑地地区内行為通知書が提出されたことから、「縮小」の都市計画変更を行うものであります。

9 箇所番号 451

本生産緑地地区の一部において、藤沢市狭あい道路整備事業による公共施設(道路)整備にともない、生産緑地法第8条第4項の規定に基づく、生産緑地地区内行為通知書が提出されたことから、「縮小」の都市計画変更を行うものであります。

10 箇所番号 555

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、土地所有者から買取り申出がなされたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

11 箇所番号 581

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、土地所有者から買取り申出がなされたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

12 箇所番号 609

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、土地所有者から地区の一部について買取り申出がなされたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「縮小」の都市計画変更を行うものであります。

13 箇所番号 634

本生産緑地地区は、農業の従たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、土地所有者から地区の一部について買取り申出がなされたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「縮小」の都市計画変更を行うものであります。

都市計画を定める土地の区域

追加する部分	なし
削除する部分	藤沢市柄沢字稻荷山、本藤沢五丁目及び鵜沼海岸七丁目地内
変更する部分	藤沢市長後字天神添、字宿上分及び字下分、城南一丁目、湘南台一丁目、亀井野字不動前及び字不動上、西富字西原並びに本鵜沼四丁目地内

経 緯 書

都市計画決定（変更）の経緯

- 1992年（平成4年）11月13日（市告示第193号）
指定面積 約 99.1ha 指定箇所数 543箇所
- 1993年（平成5年）12月24日（市告示第185号）
指定面積 約 102.5ha 指定箇所数 565箇所
- 1994年（平成6年）12月22日（市告示第192号）
指定面積 約 105.7ha 指定箇所数 581箇所
- 1995年（平成7年）12月26日（市告示第216号）
指定面積 約 108.4ha 指定箇所数 593箇所
- 1996年（平成8年）12月25日（市告示第241号）
指定面積 約 109.1ha 指定箇所数 598箇所
- 1997年（平成9年）12月26日（市告示第228号）
指定面積 約 108.1ha 指定箇所数 589箇所
- 1998年（平成10年）12月28日（市告示第262号）
指定面積 約 107.4ha 指定箇所数 586箇所
- 1999年（平成11年）12月28日（市告示第250号）
指定面積 約 106.8ha 指定箇所数 580箇所
- 2000年（平成12年）12月26日（市告示第265号）
指定面積 約 105.7ha 指定箇所数 574箇所
- 2001年（平成13年）11月29日（市告示第221号）
指定面積 約 103.8ha 指定箇所数 563箇所
- 2002年（平成14年）12月18日（市告示第249号）
指定面積 約 102.4ha 指定箇所数 554箇所
- 2003年（平成15年）12月15日（市告示第251号）
指定面積 約 101.9ha 指定箇所数 550箇所
- 2004年（平成16年）9月9日（市告示第167号）
指定面積 約 105.3ha 指定箇所数 564箇所
- 2004年（平成16年）12月27日（市告示第279号）
指定面積 約 104.9ha 指定箇所数 561箇所
- 2005年（平成17年）12月20日（市告示第278号）
指定面積 約 104.5ha 指定箇所数 560箇所
- 2007年（平成19年）12月27日（市告示第293号）
指定面積 約 103.7ha 指定箇所数 553箇所
- 2008年（平成20年）12月25日（市告示第297号）
指定面積 約 103.6ha 指定箇所数 552箇所
- 2009年（平成21年）12月25日（市告示第295号）
指定面積 約 105.2ha 指定箇所数 565箇所

2010年(平成22年)12月28日(市告示第313号)

指定面積 約103.5ha 指定箇所数 561箇所

2011年(平成23年)12月20日(市告示第261号)

指定面積 約102.1ha 指定箇所数 550箇所

2012年(平成24年)12月6日(市告示第286号)

指定面積 約101.3ha 指定箇所数 544箇所

2013年(平成25年)12月18日(市告示第291号)

指定面積 約100.8ha 指定箇所数 538箇所

2014年(平成26年)12月16日告示(市告第306号)

指定面積 約100.2ha 指定箇所数 536箇所

今回の都市計画変更の経緯

2015年(平成27年)8月28日

第152回藤沢市都市計画審議会 報告

場所：藤沢市保健所・南保健センター

2015年(平成27年)10月16日 から 10月30日

都市計画変更案の縦覧

2015年(平成27年)11月24日

第153回藤沢市都市計画審議会 付議

場所：湘南C-X・ココテラス湘南4F